

「電気設備の技術基準の解釈」の改正の概要

平成23年7月1日
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 条文構成の組替え及び表現の適正化

今般の改正前後において電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「省令」という。）に定める技術基準への適合性判断等、これまでの法執行業務における運用は変えないことを前提として、条文構成の見直し、表現の適正化及び用語の定義の整理を行う。また、省令に定める技術基準への適合性判断に係る事項のうち、現在、電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）の解説中に記載されているものについて、新たに解釈において示すこととする。

2. 「電気施設技術基準国際化調査（電気設備）」に係る改正

（1）鉄骨造等の建造物における等電位ボンディング（第18条）

従来より、解釈においては単独接地（A種、B種、C種及びD種接地）による接地工事を示している。一方、IEC規格では等電位ボンディングを施した統合接地による接地工事が規定されており、海外ではこの方式による接地工事が広く行われているところ。平成21年度「電気施設技術基準国際化調査」（以下「国際化調査」という。）において、等電位ボンディングによる接地工事について、省令に規定する技術基準を満足するものであるとの結論が得られたことを踏まえ、等電位ボンディングによる接地工事により施設できることを新たに解釈において示す。

（2）IEC61936-1規格の改定への対応（第219条）

高圧又は特別高圧の電気設備は、解釈第7章に示すIEC61936-1規格により施設できることを示しているが、平成21年度国際化調査において、同規格の改定案についても省令に規定する技術基準を満足するものであることが確認されたことを踏まえ、引用する規格を改定された同規格に改める。

3. 「電気設備技術基準関連規格等調査」に係る改正（第9条、第40条、第56条、第57条、第122条、第163条、第183条）

解釈に引用しているJISについて引用後に改正されたものにつき、最新のJISを引用することの妥当性を平成21年度「電気設備技術基準関連規格等調査」において調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正を行う。

4. 「日本電気技術規格委員会規格」に係る改正

（1）高圧又は35kV以下の特別高圧のケーブルをケーブル用防護具に収める場合の

植物との離隔距離（第79条、第106条）

高圧又は35kV以下の架空電線と植物との離隔を示した第79条及び第106条について、日本電気技術規格委員会において、日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 2 0 2 0（2010）「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」が制定され、同規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、同規格の規定により施設できることを新たに解釈において示す。

（2）臨時電線路として使用する35kV以下の特別高圧絶縁電線を特別高圧防護具に収める場合の造営物との離隔距離（第133条）

臨時電線路として使用する電線と造営物との離隔距離を規定した第133条について、日本電気技術規格委員会において、日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 2 0 2 1（2010）「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」が制定され、同規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、同規格の規定により施設できることを新たに解釈において示す。

（3）引用JESC規格の改定への対応（第15条、第16条、第20条）

解釈に引用しているJESC規格で改正されたものにつき、最新のJESC規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、新しいJESC規格に改める。